

桐生市介護予防・日常生活支援事業 Q&A 2

*現時点での桐生市の考えを示すものです。(H28. 2. 4 時点)

問1 総合事業のデイサービスの場合、定員数のカウントは、介護・予防と同じにカウントするのか。居宅も同じか。

(答)

定員数は同じと考えてください。

問2 総合事業のケアプラン作成が、居宅介護支援事業所に委託されると考えられますが、委託費は予防給付と同じか。

(答)

同額を考えています。

問3 現行の介護予防通所介護のデイサービスに総合事業の利用者を受けられるのか。受けられる場合、介護・予防給付の利用者と一体型で運営してよいのか。

(答)

総合事業は、現行の訪問介護及び通所介護が移行したもので、同じ考え方です。一体的に運営することは可能です。

問4 要支援1・2の人の更新手続きは、今は60日前から更新できますが、基本チェックリストの場合は、どうなりますか。

(答)

平成28年4月1日以降に更新する人から基本チェックリストを実施できます。例えば、認定期間終了日が平成28年7月31日の人は、60日前から基本チェックリストを実施することができます。更新の手続きは同じく60日前からできます。